

農村集落から“食”のお届け！

県では、農村集落の活性化に向け、地域の自主的な話し合い活動を基本に、NPOなどの多様な主体と協働で取り組む「共生・協働の農村(むら)づくり運動」を展開しています。

今回は、“食”で地域を盛り上げている2事例を紹介します。

みそびら弁当～さつま町柘野区公民館～ ～県共生・協働の農村づくり運動表彰事業県知事賞受賞地区～

「みそびら」とは、いわゆる味噌で味付けした煮染めで柘野地区の伝統的な名物料理です。地元産のだいこん、にんじん、しいたけ、たけのこ、鶏肉などが、ふんだんに使われています。

地域おこしとして毎年9月に開催している「ひがん花祭り」の期間中に、「みそびら弁当」として販売されています。



みそびら弁当



ひがん花祭り

連絡先：さつま町役場担い手育成支援室
0996-53-1111(内線：2427)

琉球イノシシのジビエ～徳之島町金見集落～ ～農山漁村滞在型交流(農泊)への取組～

集落の魅力を発信する食事処「ジビエカフェ とうぐら」が本年5月中旬にオープンしました。

あまちゃん(お母さん)が、地元産の野菜と琉球イノシシの肉を使って料理を提供しています。その肉は、カツやハンバーグ、牛丼風にアレンジされています。奄美の郷土料理である油ソーメンの具材にも活用されています。



ジビエ定食

連絡先：ジビエカフェ とうぐら
0997-84-9911

担当課：農村振興課

有機農業・有機農産物をご存じですか？

■ 有機農業とは？

農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農法を用いて行われる農業で、次の項目を満たす必要があります。

- ① 化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ② 遺伝子組み換え技術を利用しないこと

■ 有機農産物とは？

有機農業を行っているほ場(田畑等)において、「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物です。

<主な基準>

- ・ 周辺から化学肥料や化学合成農薬が飛来、流入しないように必要な措置を取っている
- ・ は種(種まき)または植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用していないこと(茶や果樹などの多年生植物は収穫前3年以上) 等

有機JASマーク

上記の基準に沿って生産していることを第三者機関が検査・認証した事業者は、認証を受けた農産物に右の有機JASマークを使用し、「有機〇〇」と表示することが出来ます。

■ 県内の主な有機農産物

県内では、さつまいもやトマト、にがうりなどの野菜や水稻、茶などが生産されています。

有機農産物は、県内の量販店や直売所などで購入可能ですので、量販店等に直接お問い合わせください！



担当課：経営技術課